

## 川崎市老人福祉電話設置相談事業事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、「川崎市老人福祉電話相談事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき事業を実施する際に必要な事項を定める。

### (利用対象者)

第2条 要綱第3条第1項第1号に規定する「低所得者」とは、生活保護受給世帯及び利用者本人の市民税が非課税の者とする。

2 要綱第3条の規定は、次の各号に該当するものは適用しないものとする。

(1) 親族が利用者と同一居宅内又は、同一敷地内に居住している場合

(2) 親族が利用者宅の隣又は近隣に居住している場合

3 老人福祉電話設置対象者のうち、難聴のため通話に支障があると認められる者については、難聴者用電話を設置することができる。

### (申出)

第3条 要綱第4条に基づく申出をする者は、高齢者在宅サービス利用申出書を福祉事務所に提出する。

2 利用者が借家に居住している場合は、予め家主の承諾を得るものとする。

### (決定及び通知)

第4条 削除

### (費用の支払)

第5条 老人福祉電話使用料等の支払い事務は、次により行う。

(1) 市負担分のうち、毎月の基本料金、付加使用料及び工事料金は、東日本電信電話株式会社が川崎市長あて請求し、市が支払う。

(2) 利用者負担分については、東日本電信電話株式会社が請求書を利用者に送付し、利用者は、納付期限までに金融機関等に納入するものとする。

### (設置の取消)

第6条 要綱第7条第1項第4号に規定する「その他市長が老人福祉電話を設置する必要がないと認めたとき。」とは、利用者が社会福祉施設等へ入所、死亡、長期入院（1か月以上）、市外転出等の事由により老人福祉電話を必要としなくなったときとする。

### (電話相談員)

第7条 センターには、電話訪問及び電話相談を行うために電話相談員等を配置する。

2 電話相談員等は、次の要件を備える者であること。

(1) 高齢者福祉に関し、理解と熱意を有すること。

(2) 相談、助言の能力を有すること。

### (電話訪問相談内容)

第8条 電話訪問相談内容の範囲としては、利用対象者の安否確認のほか、健康に関すること、家族に関すること、不安に感じていることなど、高齢者が抱える生活問題の全般とする。なお、利用対象者が希望する場合や、当該相談のみでは解決できないと判断した場合には、関係機関や専門機関を紹介することとする。

(電話訪問相談時間)

第9条 センターの電話訪問相談時間は、月曜日から金曜日については9時から16時まで、土曜日については9時から12時までとする。

(定期休日)

第10条 センターの定期休日は、次のとおりとする。ただし市長が認めるときはこれを変更し、または、臨時に休日を設けることができる。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(訪問回数)

第11条 電話訪問回数は、週3回を原則とし、利用者の状態及び希望に応じて調整することとする。

(台帳等の整備)

第12条 高齢者在宅サービス課、福祉事務所及びセンターは利用者の状況を把握するため台帳等を整備するものとする。また、センターにおいては、相談内容を老人福祉電話相談票に記録するものとする。

(申請書等の様式)

第13条 この要領に定める申請書等の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、昭和54年12月1日から施行する。  
(平成17年度税制改正に伴う経過措置)
- 2 平成18年7月31日までの間に、川崎市老人福祉電話設置相談事業実施要綱(以下「要綱」という。)第5条の規定により利用者と決定された者(要綱第7条のいずれにも該当しない場合に限る。)又は同日以前に要綱第4条の規定による申出をした者のうち、川崎市介護保険条例附則第21項第2号又は第24項第2号の適用を受ける者にあつては、平成20年3月31日までの間に限り、要綱第3条の低所得者に該当するものとする。

附 則

この改正要領は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成2年1月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成3年1月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和4年4月1日から施行する。